新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業費補助金交付要綱

第１　趣旨

知事は、新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス提供体制に対する影響をできる限り小さくするため、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業を実施する障害福祉サービス等事業所（静岡市又は浜松市の区域内に所在する事業所を除く。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）及びこの要綱の定めるところによる。

第２　定義

この要綱において、「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」とは、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和２年５月 29 日付け障発第 0529 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「国実施要綱」という。）に基づき実施する事業をいう。

第３　補助対象及び補助額

別表１及び２のとおりとする。

第４　交付の申請

（１）書類の提出

補助金を申請する者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

（２）提出期限

別に定める日まで

第５　交付申請書等の受理

知事は、申請者から第４の交付申請書の提出を受けた場合、添付書類を確認した上で受理するものとする。

第６　交付の決定

知事は、交付申請書を受理したときは、当該申請を審査し、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

第７　交付の条件

（１）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア　事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の 10%以内の変更を除く。）

イ　事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ　事業を中止、又は廃止しようとする場合

（２）事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（３）事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機器及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（４）知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（６）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後６年間保管しておかなければならない。

（７）この補助金と対象経費を重複して、他の予算制度に基づく、負担又は補助を受けてはならないこと。

第８　交付申請の取下げ

申請者は、交付金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第９　変更交付申請

この補助金の交付決定後の事業の変化により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書（様式第５号）に関係資料を添えて、別途定める日までに知事に提出しなければならない。

第10　補助金の交付方法

補助金の支払は、原則として精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払いができる。

第11　状況報告

補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは、速やかに実地状況を知事に報告しなければならない。

第12　実績報告

事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から 30 日を経過した日）または令和３年４月９日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

第13　交付の確定等

知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、第 12 の実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

第14　請求の手続き

補助対象事業者は、次の書類を知事に提出するものとする。

（１）　提出書類

請求書　（様式第７号）

（２）　提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過した日まで

第15　補助金の精算

申請者は、概算にて補助金の交付を受けた場合は、第 13 の額の確定及び超過交付額の変換後、速やかに精算書（様式第９号）を知事に提出しなければならない。

第16　決定の取消し

知事は、交付申請書の内容が事実と異なることが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことが出来る。

第17　返還

（１）補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既

に補助が交付されているときは、期限を定めて返還させることとする。

（２）第 13 の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

第18　加算金及び延滞金

（１）補助対象事業者は、第 16 の規定により補助金の交付の決定の取消を受け、補助金の返還の請求を受けたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100 円につき 1 日３銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（２）補助対象事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額 100 円につき 1 日３銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（３）補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 18（１）の規定の提供については、返還の請求を受けた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還の請求を受けた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還の請求を受けた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

（４）　第 18(1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還の請求を受けた補助金の額に達するまではその納付金額は、まず当該返還の請求を受けた補助金の額に充てられるものとする。

（５）　第 18(2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた補助金の未納額の一部が納付された時は、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額をよるものとする。

（６）　知事は、補助対象事業者が第 18(1)又は(2)の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第19　消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

（１）　交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（２）　実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

（３）　消費税仕入控除税額等を確定に伴う補助金の返還

（２）に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が０円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第６号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月末日までに知事に報告するとともに、知事

の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならない。

第20　その他

この要綱に定めのない事項及び補助金の交付に関して必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

附　則

この要綱は、令和２年度分の補助金に適用する。

別表１

１　事業の区分	２　対象経費	３　補助額
障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援	報酬、給与、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費	別表２の１又は別表２の２に定める補助基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
障害福祉サービス等事業所との連携支援	報酬、給与、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費	別表２の３に定める補助基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

別表２の１

対象事業所		令和２年１月 15 日以降に、以下のいずれかに該当した事業所・施設等 ①　県から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所 ②　利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設事業所、相談支援事業所（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む） ③　濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援施設等		
		補助基準額	当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業所（※３）	
1	療養介護	1,978　千円／事業所	左記に加えて、	1,978　千円／事業所
2	生活介護	631　千円／事業所	左記に加えて、	631　千円／事業所
3	自立訓練（機能訓練）	288　千円／事業所	左記に加えて、	288　千円／事業所
4	自立訓練（生活訓練）	228　千円／事業所	左記に加えて、	228　千円／事業所
5	就労移行支援	221　千円／事業所	左記に加えて、	221　千円／事業所
6	就労継続支援Ａ型	279　千円／事業所	左記に加えて、	279　千円／事業所
7	就労継続支援Ｂ型	294　千円／事業所	左記に加えて、	294　千円／事業所
8	就労定着支援	44　千円／事業所	左記に加えて、	35　千円／事業所
9	自立生活援助	23　千円／事業所	左記に加えて、	19　千円／事業所
10	児童発達支援	271　千円／事業所	左記に加えて、	271　千円／事業所
11	医療型児童発達支援	172　千円／事業所	左記に加えて、	172　千円／事業所
12	放課後等デイサービス	257　千円／事業所	左記に加えて、	257　千円／事業所
13	短期入所	146　千円／施設	左記に加えて、	146　千円／施設
14	施設入所支援	1,013　千円／施設	左記に加えて、	1,013　千円／施設
15	共同生活援助（介護サービス包括型）	335　千円／事業所	左記に加えて、	335　千円／事業所
16	共同生活援助（日中サービス支援型）	299　千円／事業所	左記に加えて、	259　千円／事業所
17	共同生活援助（外部サービス利用型）	150　千円／事業所	左記に加えて、	150　千円／事業所
18	福祉型障害児入所施設	985　千円／施設	左記に加えて、	985　千円／施設
19	医療型障害児入所施設	529　千円／施設	左記に加えて、	529　千円／施設
20	居宅介護	107　千円／事業所	左記に加えて、	－
21	重度訪問介護	175　千円／事業所	左記に加えて、	－
22	同行援護	60　千円／事業所	左記に加えて、	－
23	行動援護	106　千円／事業所	左記に加えて、	－
24	居宅訪問型児童発達支援	33　千円／事業所	左記に加えて、	－
25	保育所等訪問支援	35　千円／事業所	左記に加えて、	－
26	計画相談支援	50　千円／事業所	左記に加えて、	－
27	地域移行支援	36　千円／事業所	左記に加えて、	－
28	地域定着支援	38　千円／事業所	左記に加えて、	－
29	障害児相談支援	37　千円／事業所	左記に加えて、	－

※１　対象事業所については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む

※２　多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかの補助基準額を用いること。

※３　「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和２年４月９日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づきサービス提供している場合を指す。

別表２の２

対象事業所		別表２の１の対象事業所①か③以外の事業所・施設等であって、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業（※３）	
		補助基準額	
1	療養介護	1,978	千円／事業所
2	生活介護	631	千円／事業所
3	自立訓練（機能訓練）	288	千円／事業所
4	自立訓練（生活訓練）	228	千円／事業所
5	就労移行支援	221	千円／事業所
6	就労継続支援Ａ型	279	千円／事業所
7	就労継続支援Ｂ型	294	千円／事業所
8	就労定着支援	35	千円／事業所
9	自立生活援助	19	千円／事業所
10	児童発達支援	271	千円／事業所
11	医療型児童発達支援	172	千円／事業所
12	放課後等デイサービス	257	千円／事業所
13	短期入所	146	千円／施設
14	施設入所支援	1,013	千円／施設
15	共同生活援助（介護サービス包括型）	335	千円／事業所
16	共同生活援助（日中サービス支援型）	259	千円／事業所
17	共同生活援助（外部サービス利用型）	150	千円／事業所
18	福祉型障害児入所施設	985	千円／施設
19	医療型障害児入所施設	529	千円／施設

※１　対象事業所については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む

※２　多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかの補助基準額を用いること。

※３　「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和２年４月９日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づきサービス提供している場合を指す。

別表２の３

対象事業所		令和２年１月 15 日以降に、以下のいずれかに該当する事業所・施設等の利用者の受入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の事業所・施設 ・　障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所 ・　感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した（障害福祉サービス等事業所	
		補助基準額	
1	療養介護	989	千円／事業所
2	生活介護	316	千円／事業所
3	自立訓練（機能訓練）	144	千円／事業所
4	自立訓練（生活訓練）	114	千円／事業所
5	就労移行支援	110	千円／事業所
6	就労継続支援Ａ型	140	千円／事業所
7	就労継続支援Ｂ型	147	千円／事業所
8	就労定着支援	17	千円／事業所
9	自立生活援助	9	千円／事業所
10	児童発達支援	136	千円／事業所
11	医療型児童発達支援	86	千円／事業所
12	放課後等デイサービス	128	千円／事業所
13	短期入所	73	千円／施設
14	施設入所支援	506	千円／施設
15	共同生活援助（介護サービス包括型）	167	千円／事業所
16	共同生活援助（日中サービス支援型）	129	千円／事業所
17	共同生活援助（外部サービス利用型）	75	千円／事業所
18	福祉型障害児入所施設	493	千円／施設
19	医療型障害児入所施設	264	千円／施設
20	居宅介護	41	千円／事業所
21	重度訪問介護	67	千円／事業所
22	同行援護	23	千円／事業所
23	行動援護	41	千円／事業所
24	居宅訪問型児童発達支援	11	千円／事業所
25	保育所等訪問支援	13	千円／事業所
26	計画相談支援	25	千円／事業所
27	地域移行支援	18	千円／事業所
28	地域定着支援	19	千円／事業所
29	障害児相談支援	18	千円／事業所

※１　対象事業所について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※２　多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る補助基準額を用いること。

※３　「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規定の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続して３日以上の場合を指す。

様式第１号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業費補助金交付申請書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　　氏　　名　　様

所　　在　　地
法　　人　　名
事　業　所　名
代表者職・氏名　　㊞

年度において新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業費を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

１　交付申請
（１）金額　　円
（補助金所要額）　（補助金に係る消費税仕入控除税額等）　（補助金額）
円　－　　円　＝　　円
（２）事業の目的

２　概算払の承認申請
（１）金額
（２）理由
（３）時期

３　添付書類
（１）補助金所要額調書（様式第２号）
（２）収支予算書（様式第３号）
（３）資金状況調べ(様式第４号)
（４）事業計画書(別紙１－１）
（５）事業所・施設別申請書一覧（別紙１－２）
（６）事業所・施設別個表（別紙１－３）
（７）助成対象事業所・施設確認書(別紙１－４）
※概算払を申請しない場合は、３（３）資金状況調べは添付不要

様式第２号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

補助金所要額調書（補助金変更所要額調書、補助金収支精算書）

法人名 事業所名	補助対象経費の 実支出（予定） 額 A	寄附金 その他の収入 （予定）額 B	差引額 （A－B） C	補助基準額 D	県費補助所要額 E
	円	円	円	円	円
合　計					

（注）

１　Ｅ欄には、Ｃ欄とＤ欄を比較していずれか少ない額を記入すること。（千円未満切り捨て）

２　補助金変更所要額調書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第３号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

１　収入の部

区　　分	予　算　額 （変更予算額） （決算額）	（予算額）	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

２　支出の部

区　　分	予　算　額 （変更予算額） （決算額）	（予算額）	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第４号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

資　金　状　況　調　べ

区分 月別	収　　入				支　　出				差引残高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

（注）　未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第５号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する
サービス継続支援事業費補助金変更交付申請書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　　氏　　名　　様

所　　在　　地
法　　人　　名
事　業　所　名
代表者職・氏名　　㊞

令和　　年　　月　　日付け　第　　号において新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　交付申請額
金額　　円
（追加交付／一部取消し申請額）

２　変更の理由及び変更内容

３　添付書類
（１）補助金変更所要額調書(様式第２号)
（２）変更収支予算書（様式第３号）
（３）資金状況調べ(様式第４号)
（４）変更事業計画書（別紙１－１）
（５）事業所・施設別申請書一覧（別紙１-２）
（６）事業所・施設別個表（別紙１-３）
（７）助成対象事業所・施設確認書(別紙１-４）

様式第６号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

実　績　報　告　書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　　氏　　名　　様

所　在　地
法　人　名
事　業　所　名
代表者職・氏名　　㊞

年　月　日付け　　第　　号により補助金の交付の決定を受けた障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注)次の書類を添付すること
（１）補助金収支精算書（様式第２号）
（２）収支決算書（様式第３号）
（３）事業実績報告書（別紙２－１）
（４）事業所・施設別申請書一覧（別紙２-２）
（５）事業所・施設別個表（別紙２-３）
（６）その他参考となる資料

様式第７号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

請求書（概算払請求書）

金　　円

ただし、　　年　月　日付け　第　号により補助金の交付の確定（決定）を受けた新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費の補助金として、上記のとおり請求します。

年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　様

所　　在　　地

法　　人　　名

事　業　所　名

代表者職・氏名　　㊞

口座振替先金融機関名

口座種別　No.

様式第８号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第　　号
年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　様

所　　在　　地
法　　人　　名
事　業　所　名
代表者職・氏名　　㊞

　　年　月　日付け　第　　号により補助金の交付の決定を受けた新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

１　補助金の確定額　　金　　円
（　　年　　月　　日付け　第　　号による額の確定通知額）

２　補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等　　金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等　　金　　円

４　補助金返還相当額（３の額から２の額を差し引いた額）　　金　　円

様式第９号（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

精算書

金　　円

ただし、　　年　月　日付け　第　号により補助金の交付の確定を受けた新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費の補助金として、上記のとおり請求します。

年　　月　　日

静岡県知事　氏　　名　様

所　　在　　地

法　　人　　名

事　業　所　名

代表者職・氏名　　㊞